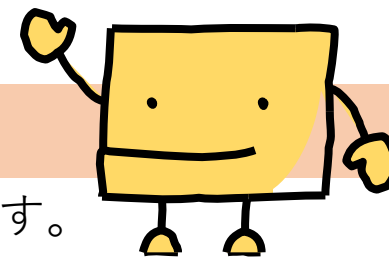


倉敷市国民健康保険課からのお知らせ

整骨院・接骨院で施術を受けられている方へ



整骨院・接骨院で施術を受けた場合、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

健康保険は、治療を目的としたものであり、下記のように国民健康保険の対象にならない場合もありますので負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

保険が使える場合

- ・外傷性が明らかな骨折、脱臼
※応急処置を除いては医師の同意が必要です
- ・打撲及び捻挫等(いわゆる肉ばなれを含む)
(例)日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首をひねったりして、急に痛みがでたとき

保険が使えない場合

- ・単なる肩こりや筋肉疲労、慰安
- ・神経痛、関節痛、腰痛などの慢性的な病気
- ・脳疾患の後遺症などの慢性病
- ・スポーツなどの肉体疲労からの回復目的
- ・労災保険が適用となる仕事中的ケガ
- ・医療機関で治療中のもの

上記、「保険が使えない場合」の施術は保険の対象とはなりません。

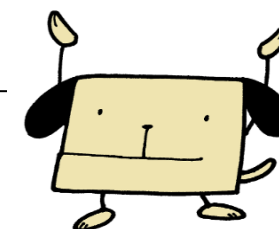
◎ご注意ください。

保険が使えない場合、「国民健康保険が使える」と説明を受け整骨院・接骨院を受診されても、その治療費は、**全額自己負担になります。**

その場合、後日整骨院・接骨院、もしくは保険者である「倉敷市」から請求させていただくことになります。

◎施術内容についてお尋ねすることがあります。

適正な保険支給のために調査が必要と判断される場合には、倉敷市職員が直接お宅に訪問等によりお話しを伺わせていただくことがありますのでご協力お願いいたします。



整骨院・接骨院のかかり方について

○ 負傷原因を正確に伝えましょう。

施術を受ける原因となった負傷について、「いつ」・「どこで」・「何をしていた」・「どうなった」のかを施術師に正しく伝えてください。

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合は国民健康保険は使えません。

※交通事故の場合は、「倉敷市国民健康保険課」へ必ず連絡してください。

○ 療養費支給申請書は、負傷名などを確認したうえで署名をしましょう。

療養費支給申請書の負傷原因・負傷名などをよく確認し、署名か記名押印をしてください。

○ 病院での治療との重複はできません。

保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても保険等の対象になりません。

（例）湿布薬・塗り薬・内服薬をもらっている期間

注射・リハビリテーション・処置を受けている期間

※施術が長期にわたる場合、患部の悪化や他の疾患にかかっていることも考えられますので、病院や診療所で受診されることをおすすめします。

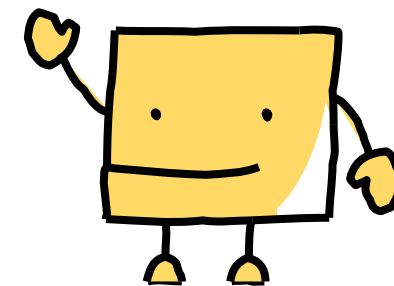
○ 領収書は必ずもらいましょう。

領収書の無料発行が義務づけられています。

ご自身が受けられた施術に対する保険対象の費用について確認をしてください。

整骨院・接骨院での保険対象の費用は、病院や診療所と同じように一部負担金のみを支払いになります。

領収書は「医療費控除」を受ける際にも必要になりますので大切に保管してください。



みなさんやご家族の方が病気やケガのため被保険者証で診療や施術を受けた場合に、保険者である「倉敷市」から医療機関等に支払われる医療費は、みなさんが毎月納めている保険料等によってまかなわれています。病院や整骨院・接骨院は、正しくかかりましょう。